

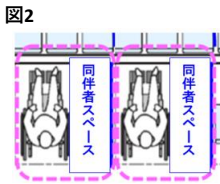
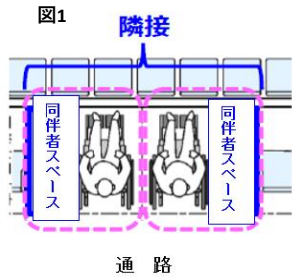
劇場等の客席に係る バリアフリー基準が追加されます

令和8年10月1日施行
※これ以降に着工するものが対象

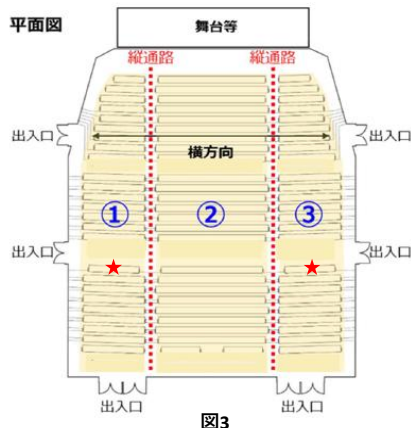
●練馬区福祉のまちづくり推進条例第38条の3を新設
(東京都建築物バリアフリー条例と同等の規定)

対象：建築する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の劇場等(※)

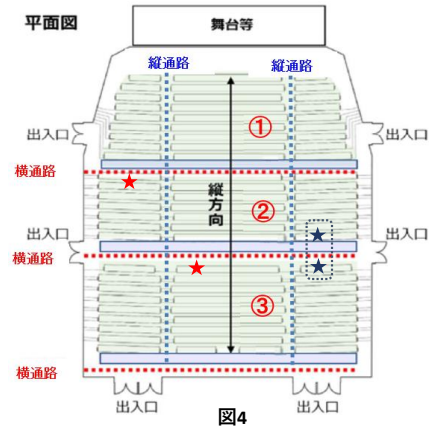
新設される基準		基準の内容	
①	車椅子利用者用部分の設置数 および配置に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 設置数は、階ごとの総座席数の0.75%以上かつ2席以上 車椅子利用者用部分を2以上隣接して設置 隣接して同伴者スペースを設置 	図1 図2
②	400席を超える劇場等の客席の横方向の分散配置	客席を「縦通路」で分割し、舞台等を見る方向が異なる位置に分散して配置	図3
③	1000席を超える劇場等の客席の縦方向の分散配置	客席を「横通路」で分割し、舞台等を見る方向が異なる位置に分散して配置。その際、同一の横通路」に接しないように分散させる。	図4



※この配置でも隣接とみなします。



①～③のうち2以上に設置
★は、車椅子利用者用部分を示す。



①～③のうち2以上に設置
★は、車椅子利用者用部分を示す。
☆は、同一の横通路に接しているため分散配置とはみなさない。

※対象は劇場、観覧場、映画館、演芸場など(1,000㎡以上)、公会堂(すべての規模)、集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超える場合はすべての規模、すべての集会場の床面積が200㎡以下の場合1,000㎡以上)です。

○ 条例改正にあわせて条例規則を改正し、同様の内容を努力義務としても追加する予定です。

問い合わせ先：練馬区 建築・開発担当部 建築課
福祉のまちづくり係 (03-5984-1649)

発行日：令和8年6月